

## 北海道新幹線、新小樽（仮称）駅高架橋外1箇所工事 における形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

北海道新幹線、新小樽（仮称）駅高架橋外1箇所工事において、工事着手前に土壤汚染の自主的な調査を実施した結果、土壤汚染対策法による基準値を上回る鉛及びヒ素が一部区域の土壤から検出され、令和6年1月12日に北海道より土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域※に指定されました。

指定区域内の一部において土壤汚染対策法による基準値を上回るヒ素が検出された土壤の除去が完了し、北海道へ報告したところ、本日、北海道より土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定が一部解除されましたのでお知らせいたします。

※ 汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域です。当該土地の形質を変更しようとするときは、着手前に都道府県知事等に届出を行わなければならないとされています。

### 1. 令和6年1月12日に形質変更時要届出区域に指定された位置

小樽市天神二丁目216番13の一部、243番1の一部、243番5の一部、244番1の一部、245番1の一部、245番6の一部及び419番12の一部（面積約4,000m<sup>2</sup>）

### 2. 本日、形質変更時要届出区域の指定が解除された位置

小樽市天神二丁目216番13の一部（面積約400m<sup>2</sup>）

### 3. 除去を行った土壤の調査結果

#### 【検出物質】

ヒ素 溶出量：0.011～0.033mg/L（基準値0.01mg/L）

### 4. 今後の対応について

指定が解除されていない区域の土壤については、北海道のご指導も受けながら、引き続き土壤汚染対策法に基づき適切に取り扱い、工事を進めてまいります。

<本件に関するお問合せ先>

北海道新幹線建設局 総務部 広報・渉外課

TEL：011-231-3456

Mail：[hokkaido-koho@jrnt.go.jp](mailto:hokkaido-koho@jrnt.go.jp)